

③ なぜリストのねつ造を見抜けなかったのですか？

「リスト」原本を受け取った2月1日以前、また、それ以降に内部告発者自身より提供され、我が会派の議員が委員会で取り上げたもの（組活委 NEWS、電気部職員会・臯月会）などは全て真正なものであった上、それ以外の提供資料も確認・精査したところ、疑わしい点は見当たりませんでした。「リスト」だけがねつ造だったのです。

また「リスト」について、大阪地方検察庁に告発状作成の際、内部告発者に対し市議三名が様々な角度から質問を行ったところ、当該内部告発者の供述によれば、入手の日時・経緯などが非常に具体的、かつ臨場感をもって説明がなされていたのです。一般的な感覚で考察すると、大交からも当該内部告発者自身が作成した「リスト」の告発がなされ、さらには大阪維新の会市会議員団もが告発しようとしている状況下において、その場に立ち会い、また、冷静に質問に答えている姿を見受けると、告発者が「リスト」をねつ造しているという疑いが生じる余地はありませんでした。

加えて、「リスト」原本を受け取って以降、当会派所属の議員は、2月10日の質疑の四日前に、交通局に対して、リストの事項照会や真偽の調査依頼などをおこなっており、できる限りの真偽確認をして参りました。

しかしながら、交通局は組合側に真偽確認をせず、当該議員に対しても真偽の回答はありませんでした。

これらのことより、リストの真偽の確認を十分にするためには25日もかけ、交通局がパソコンを徹底して調査をして始めて真実が暴かれたことを見ても、議員の調査権で見抜くことができなかったことはご理解いただきたいと思います。

④ 本件は民主党の偽メール問題と一緒にですか？

民主党偽メール問題は、民主党の永田元議員が、西澤と称するフリージャーナリストから、「(ライブドア事件に絡み) 証券取引法違反で起訴されたライブドア元社長の堀江貴史被告が、2005年8月26日付の社内電子メールで、自らの衆議院出馬に関して、武部勤自民党幹事長の次男に対し、選挙コンサルタント費用として3000万円の振込を指示した」旨のメールコピーを受け取り、それをもって衆議院予算委員会で実名をあげて追及したものの、メール内容はそのすべてが完全な虚偽であったという案件です。

民主党偽メール問題の案件を整理すると、

主体：①メールの提供者が素情の知れないジャーナリストで、しかも、第三者からの情報提供であった、とのことであり

背景：②前後の事実関係がないなかで、メールのみを信用したものであり

内容：③メールの内容は、特定の私人の管理する銀行口座について、あたかもその番号の口座が実在するかのごとく質疑を行い、これを開示すれば現金の授受が立証されると国政調査権の行使を求め、特定の一人に対する名誉棄損を行ったものであり

態様：④メールの内容が真実であると決めつけて、上記委員会で「責任を追及」したものであります。

しかし、本件リスト捏造問題は、

主体：①本件リストの提供者が、素情の知れない者ではなく、大阪市交通局に勤務する職員で、実名を明らかにした上で内部告発した者であり

背景：②本件リストが単発で存在したのではなく、内部告発者によって、大阪市交通局内で行われていた様々な政治活動が明らかにされ、数々の真実の内部告発をしていたという前後の事実関係があり

内容：③本件リストの内容が、記載の職員番号と氏名とが合致していたことから言っても大阪市交通局が専ら管理する職員管理情報から作成されたことは真実であったこと。「知人・友人紹介カード」が大阪市交通局庁舎内で大阪交通労働組合の指示の下、広く配布されていたことは事実であり

態様：④当会派所属の議員は、本件リストの内容が真実であると決めつけて質疑したものではなく、大阪市交通局に真実解明の「調査を依頼」したものであります。

民主党偽メール問題と、本件リスト捏造問題が同様であると指摘する一部の意見は、悪意に満ちた指摘であって、あまりにも乱暴であると考えていますが、いかがでしょうか。

最後に、一連の指摘事項に関する、我が会派の見解を表明させていただきました。本件「リスト」がねつ造であったことは極めて遺憾であり、お騒がせしたことは市民の皆様にお詫びさせて頂いた上で、我が会派として、当該議員に対する注意勧告を行うとともに、委員会質疑における表現も含めた、内部ルールの策定を行うことで再発防止に努め、行政のチェック機関として市民の負託に応えられるよう、より精練された議員集団となるように努めてまいります。